

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① サプライチェーンに関する取り組み

地域密着型のサービス展開を行い、横浜市を中心に調剤薬局やドラッグストアを展開し、地域の健康ニーズに応える体制を整えています。

② 環境に関する取り組み

地産地消地健康の推進。神奈川県が推進する「未病」対策や横浜市の「健康寿命日本一の街」構想に呼応し、地域の健康づくりに貢献する姿勢を示しています。

③ セルフメディケーションの普及

予防医療や健康管理の重要性を啓発して、持続可能な社会の実現に寄与しています。

④ 健康寿命の延伸

「真の健康」と「真の美しさ」の追求を通じて、すべての人に健康と福祉を提供することを目指しています。

⑤ 地域連携による社会づくり

地域の大学、専門学校、他の民間企業と連携し、地域全体でのより良い社会を構築しています。

⑥ 健康経営に関する取り組み

従業員一人ひとりの健康を企業価値と捉え、定期健康診断の徹底やメンタルヘルスケアの推進、働きやすい職場環境の整備を通じて、従業員の活力向上と生産性の最大化を図っています。健康経営優良法人認定の取得も目指し、持続可能な企業運営を実現しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- (ア) 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に 依頼・交渉します。
- (イ) 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。
- (ウ) 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025 年 6 月 28 日

株式会社横浜サカイヤ薬局堂

代表取締役社長 世永 有里

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。